

水質検査表（１） 法令に基づく水質検査

番号	水質基準項目	水質基準値	法令に基 づく基本 検査頻度 (回/年)	検査計画頻度 (回/年)				設定理由等
				浄水場		受水池		
				入口	出口	①	②	
1	一般細菌	100 ヶ/1mL 以下	12	12	12	12	12	省略不可項目
2	大腸菌	検出されないこと	12	12	12	12	12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	4	4	4	4	4	水源に汚染源がな いか
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	4	4	4	4	4	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	4	4	4	4	4	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	4	4	4	4	4	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	4	4	4	4	4	
8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	4	4	4	4	4	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	4	4	4	4	4	
10	シアン化物イオン及び塩化シ アン	0.01mg/L 以下	4	1	4	4	4	安全確認のため
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	4	4	4	4	4	水源に汚染源がな いか安全確認のた め
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	4	4	4	4	4	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下	4	1	4	4	4	
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	4	4	4	4	4	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	4	4	4	4	4	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及 びトランス-1,2-ジクロロエチ レン	0.04mg/L 以下	4	4	4	4	4	
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	4	4	4	4	4	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	4	4	4	4	4	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	4	4	4	4	4	
20	ペルフルオロオクタンスルホ ン酸（PFOS）及びペルフルオ ロオクタン酸（PFOA）	0.00005mg/L 以下	4	4	4	4	4	
21	ベンゼン	0.01mg/L 以下	4	4	4	4	4	安全確認のため
22	塩素酸	0.6mg/L 以下	4	－	4	4	4	
23	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	4	－	4	4	4	
24	クロロホルム	0.06mg/L 以下	4	－	4	4	4	
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	4	－	4	4	4	
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	4	－	4	4	4	
27	臭素酸	0.01mg/L 以下	4	－	4	4	4	対象薬品使用のため

番号	水質基準項目	水質基準値	法令に基 づく基本 検査頻度 (回/年)	検査計画頻度 (回/年)				設定理由等
				浄水場		受水池		
				入口	出口	①	②	
28	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	4	-	4	4	4	安全確認のため
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	4	-	4	4	4	
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	4	-	4	4	4	
31	ブロモホルム	0.09mg/L 以下	4	-	4	4	4	
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	4	-	4	4	4	
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	4	4	4	4	4	水源に汚染源がな いか安全確認のた め
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	4	4	4	4	4	
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	4	4	4	4	4	
36	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	4	4	4	4	4	
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	4	4	4	4	4	
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	4	4	4	4	4	
39	塩化物イオン	200mg/L 以下	4	12	12	12	12	省略不可項目
40	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300mg/L 以下	4	4	4	4	4	安全確認のため
41	蒸発残留物	500mg/L 以下	4	4	4	4	4	
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	4	4	4	4	4	
43	ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	4	1	3	3	3	これらの物質を産 生する藻類の繁殖 にあわせて検査
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	4	1	3	3	3	
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	4	4	4	4	4	安全確認のため
46	フェノール類	0.005mg/L 以下	4	4	4	4	4	
47	有機物（全有機炭素（TOC）の 量）	3mg/L 以下	4	12	12	12	12	省略不可項目
48	pH値	5.8 以上 8.6 以下	4	12	12	12	12	
49	味	異常でないこと	4	12	12	12	12	
50	臭気	異常でないこと	4	12	12	12	12	
51	色度	5 度以下	4	12	12	12	12	
52	濁度	2 度以下	4	12	12	12	12	

※受水池の検査実施時期は、6月・8月・12月・2月に検査を実施するグループ①（面川受水地、高田虫掛配水場、佐賀瀬川配水池と5月・9月・11月・3月に検査を実施するグループ②（北会津受水塔、中央配水場、第4配水池）で区分する。